

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 土地所有者等の講じるべき措置(第7条)
- 第3章 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講じるべき措置(第8条・第9条)
- 第4章 小規模産業廃棄物処理施設(第10条—第24条)
- 第5章 雑則(第25条—第28条)
- 第6章 罰則(第29条—第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物を自ら処理する事業者の講じるべき措置、小規模産業廃棄物処理施設に係る許可その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進を図り、もって本市の良好な生活環境及び自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物(法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。)をいう。
- (2) 産業廃棄物の不適正な処分 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分又は法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準若しくは法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管をいう。
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設 第10条各号に掲げる施設をいう。  
(平23条例7・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たり、産業廃棄物の発生をなくすこと、その量を相当程度少なくすること等により産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源を利用することによる産業廃棄物の再生利用に努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴い排出した産業廃棄物を処理する場合にあつては、当該産業廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し、及び当該産業廃棄物の発生から最終処分(法第12条第5項に規定する最終処分をいう。)までの過程を適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、本市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

(平23条例7・一部改正)

(本市の責務)

第4条 本市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 本市は、事業者及び市民に対し産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進を図るために必要な情報の提供、啓発及び指導に努めるとともに、産業廃棄物の減量及び資源の有効利用のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、本市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

(監視体制の整備等)

第6条 本市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する監視体制を整備し、必要な監視を行うとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じるものとする。

2 市民及び事業者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告するよう努めなければならない。

第2章 土地所有者等の講じるべき措置

第7条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下この条及び第25条において「土地所有者等」という。)は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処分が行われないよう適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処分の防止に関して本市が講じる措置に協力しなければならない。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正な処分が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 4 産業廃棄物の不適正な処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある土地の土地所有者等は、当該土地に係る生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講じるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処分が当該土地所有者等の責めに帰すべき事由によらないで行われたものであるときを除き、当該土地について産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 産業廃棄物の不適正な処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある土地について、市長が当該土地に係る生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じたときは、当該土地の土地所有者等は、当該産業廃棄物の不適正な処分が当該土地所有者等の責めに帰すべき事由によらないで行われたものであるときを除き、当該土地について産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じた後における当該土地の利用計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

### 第3章 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講じるべき措置

(運搬車に備え付けた書面の写しの保存等)

- 第8条 産業廃棄物を排出する事業者のうち当該産業廃棄物を排出する事業場以外の施設又は場所(当該事業者が管理するもので、本市の区域内にあるものに限る。以下「自社施設」という。)において他人に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理するもの(以下「自社処理事業者」という。)は、当該自社施設に当該産業廃棄物を運搬したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条第1項第1号イの規定により当該産業廃棄物の運搬の用に供する運搬車に備え付けた書面の写しを作成し、当該自社施設に当該産業廃棄物が運搬された日から3年間、これを当該自社施設(当該自社施設において保存することが困難である場合にあっては、当該自社処理事業者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。
- 2 **前項**の規定は、自社処理事業者がその産業廃棄物を排出する事業場又は自社施設から他の施設又は場所に当該自社処理事業者が排出する産業廃棄物(他人に委託しないで自ら処理するものに限る。**次条**において同じ。)を運搬した場合について、準用する。この場合において、**同項**中「当該自社施設に当該産業廃棄物が運搬された」とあるのは、「当該自社施設から当該産業廃棄物を運搬した」と読み替えるものとする。

(搬入搬出時間の制限等)

- 第9条 自社処理事業者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該自社処理事業者が排出する産業廃棄物を自社施設に搬入し、又は当該産業廃棄物を排出する事業場若しくは自社施設から搬出してはならない。ただし、当該産業廃棄物の適正な処理が行われており、周辺地域における生活環境の保全及び災害の発生の防止に関し必要な措置が講じられている場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、自社処理事業者が**前項**の規定に違反して当該自社処理事業者が排出する産業廃棄物の搬入若しくは搬出をし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該自社処理事業者に対し、当該産業廃棄物の搬入若しくは搬出の中止を命じ、又は**同項**の規定に違反しないよう業務の改善その他の必要な措置を講じるよう命じることができる。

### 第4章 小規模産業廃棄物処理施設

(許可)

第10条 次に掲げる施設を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、産業廃棄物を排出する事業者が当該産業廃棄物を排出する事業場に他人に委託しないで自ら当該産業廃棄物を処理するため**第1号**又は**第2号**に掲げる施設を設置しようとする場合は、この限りでない。

(1) 産業廃棄物の焼却施設(法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。**次条**において同じ。)であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの
- イ 火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの
- ウ 燃焼室の容積が0.7立方メートル以上のもの

(2) 廃プラスチック類又は令第2条第2号若しくは第9号に規定する廃棄物である産業廃棄物の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの

(3) 産業廃棄物を排出する事業者が他人に委託しないで自ら当該産業廃棄物の運搬をする場合のうち当該産業廃棄物の積替え又は保管を行うときにおける当該積替え又は保管を行う場所(**次条**及び**第12条第5号**において「積替保管場」という。)であつて、当該産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する面積(**第12条第5号**において「供用面積」という。)が100平方メートル以上のもの

(同一の事業場内に設置される施設に係る特例)

第11条 同一の事業場内に設置される産業廃棄物の焼却施設は、**この章**の規定を適用する場合においては、これを一の産業廃棄物の焼却施設とみなす。同一の事業場内に設置される積替保管場についても、同様とする。

(許可の申請)

第12条 **第10条**の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類又は図面を添付して市長に提出することにより申請をしなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

- (4) 小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあっては、供用面積)
- (6) 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(許可の基準等)

第13条 市長は、前条の申請が小規模産業廃棄物処理施設の設置に関して規則で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

2 第10条の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付けることができる。

3 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設について、規則で定めるところにより市長の検査を受け、当該小規模産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(変更の許可等)

第14条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る第12条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は第1項の許可について、同条第3項の規定は当該許可を受けた者について準用する。

4 第10条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第12条第1号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第15条 第10条の許可を受けた者は、規則で定める技術上の基準及び当該許可に係る第12条の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該第10条の許可に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(ばいじん及び塩化水素に係る排出基準)

第16条 第10条第1号に掲げる施設に係る同条の許可を受けた者であって、当該施設において発生するばいじん又は塩化水素を大気中に排出するものは、そのばいじんの量又は塩化水素の濃度が当該施設の排出口において規則で定める排出基準に適合しないばいじん又は塩化水素を排出してはならない。

(周辺地域への配慮)

第17条 前2条に規定するもののほか、第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に配慮しなければならない。

(記録の閲覧等)

第18条 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物処理施設(当該小規模産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該許可を受けた者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設のある事業場の公衆の見やすい場所において、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(廃止等の届出)

第19条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を廃止したとき(当該小規模産業廃棄物処理施設が小規模産業廃棄物処理施設でなくなったときを含む。)又は当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該小規模産業廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲受け等)

第20条 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第13条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて第10条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小規模産業廃棄物処理施設に係る当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第21条 第10条の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継した相続人又は法人は、当該相続又は承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第22条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第10条の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該小規模産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じることができる。

(1) 第10条の許可に係る小規模産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第13条第1項若しくは第15条に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第12条の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第14条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

(2) 第10条の許可に係る同条第1号に掲げる施設の排出口において排出されるばいじんの量又は塩化水素の濃度が第16条に規定する排出基準に適合していないと認めるとき。

(3) 第10条の許可を受けた者が第13条第2項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第23条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第10条の許可を取り消すことができる。

(1) 第10条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により同条又は第14条第1項の許可を受けたとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 第10条の許可を受けた者がこの条例又は前条の規定による命令に違反したとき。

(帳簿の作成及び保存)

第24条 第10条の許可を受けた者は、帳簿を備え、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理について規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成をもって、当該帳簿の作成に代えることができる。この場合における前項及び次項並びに第32条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該帳簿とみなす。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに作成し、当該帳簿の作成に係る期間の末日の翌日から起算して3年間、第10条の許可に係る小規模産業廃棄物処理施設ごとに保存しなければならない。

## 第5章 雑則

(報告の徴収)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、土地所有者等、自社処理事業者又は小規模産業廃棄物処理施設を設置する者に対し、産業廃棄物の処理の状況又は小規模産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者、自社処理事業者若しくは小規模産業廃棄物処理施設を設置する者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処分が行われた土地に立ち入らせ、産業廃棄物の処理の状況又は小規模産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第27条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 第10条の許可を受けようとする者 1件につき70,000円

(2) 第14条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円

(3) 第20条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第29条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の規定に違反して小規模産業廃棄物処理施設を設置した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して第12条第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者

(3) 第20条第1項の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

(4) 第22条の規定による命令に違反した者

第30条 第13条第3項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書面の写しを作成せず、又はこれを保存しなかった者

(2) 第9条第2項の規定による命令に違反した者

第32条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第4項、第19条又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条第1項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者

(3) 第18条第2項の規定による標識を掲げない者

(4) 第24条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第3項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

(5) 第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(6) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小規模産業廃棄物処理施設の設置について千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成14年千葉県条例第3号)第12条第1項の許可を受けている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に当該小規模産業廃棄物処理施設の設置について第10条の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該小規模産業廃棄物処理施設を設置している者は、施行日から3月以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(準備行為)

3 施行日以後に設置する小規模産業廃棄物処理施設に係る第10条の許可及び第12条の申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第10条から第13条までの規定の例により行うことができる。

(柏市ダイオキシン類発生抑制条例の一部改正)

4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例(平成13年柏市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行うもの」の次に「(産業廃棄物の焼却施設(柏市産業廃棄物不適正処理防止条例(平成19年柏市条例第57号)第10条第1号に掲げる施設をいう。第5号において同じ。))を除く。)」を加え、同条第5号中「ごみ焼却炉」の次に「(産業廃棄物の焼却施設を含む。)」を加える。

附 則(平成23年条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。